

建設業法施行令改正に伴う技術者の配置基準の変更について

平成28年6月29日

「建設業法施行令の一部を改正する政令」が平成28年6月1日に施行されたことに伴い、当企業団発注工事の技術者の配置基準について次のとおり取り扱いますので、入札の参加に当たっては、十分に注意してください。

記

1 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の変更

	変更後	現 行
下記以外の工事	4,000万円	3,000万円
建築一式工事	6,000万円	4,500万円

2 専任の主任（監理）技術者の配置を必要とする建設工事の請負代金額の変更

	変更後	現 行
下記以外の工事	3,500万円	2,500万円
建築一式工事	7,000万円	5,000万円

3 平成28年5月31日以前に公告した工事の配置技術者について

平成28年5月31日以前に入札公告を行った工事については、工事の継続性及び品質確保等に支障がない場合に限り、非専任の主任技術者と認めることとしますので、施工担当課に別紙「配置技術者の専任に関する届出書」を提出し、協議を行ってください。

問合せ先

事務課（契約担当）

086-426-3671

配置技術者の専任に関する申出書

平成 年 月 日

備南水道企業団企業長 様

所 在 地

商号又は名称

印

代表者職氏名

次の工事について、主任（監理）技術者を専任の主任（監理）技術者として配置していましたが、専任を要しない主任技術者とするを申し出ます。

記

1 工 事 番 号 _____

2 工 事 名 _____

3 主任（監理）技術者 _____

.....

上記主任（監理）技術者について、専任の主任（監理）技術者として配置していたが、工事の継続性、品質確保等に支障がないため、専任を要しない主任技術者とするを認める。

協議年月日 平成 年 月 日

監督員氏名

印